

新



2022年11月～変わりました

自転車安全利用五則

～自転車は「車両」です～

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、
車道を通行しなければいけません。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



【歩道を通行できる場合】

- ・「普通自転車歩道通行可」の道路標識があるとき
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するとき
- ・道路工事、路上駐車などで車道の左側を通行することが困難なときなど



普通自転車歩道通行可



自転車が通行するところ

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

道路を通行する際は、
信号機に従いましょう。

一時停止標識のある場所などでは、必ず止まって右左右の安全確認をしましょう。

【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金等



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金等



③ 夜間はライトを点灯

無灯火は、車から自転車が見えにくくなるのでとても危険です。
夜間は、必ずライトを点灯しましょう。

【罰則】5万円以下の罰金



④ 飲酒運転は禁止

自動車と同じく、自転車も絶対にお酒を飲んで運転してはいけません。

【罰則】5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金等
(酒に酔った状態で運転した場合)



⑤ ヘルメットを着用

自転車事故で約6割の方が頭部に致命傷を負っています。
自転車に乗用するときは、全ての世代でヘルメットを着用しましょう。



ポイント



令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務と課されます。

